

## 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」 改正案のポイント

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」は、省エネルギー法第 73 条（旧第 14 条）の規定に基づき、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関し、建築主の判断の基準となるべき事項を定めているものである。

### 1 改正趣旨

平成 17 年 8 月に改正省エネ法が公布したことにより、平成 18 年 4 月より 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の大規模修繕等を行う場合に省エネ措置の所管行政庁への届出が義務付けられることとなるが、大規模修繕等においては、当該部分について新築・増改築時に求める水準と同等の水準を求めることを想定していることから、改正は必要ない。

一方、建築物の所有者についても、省エネ措置を講ずることが努力義務となるとともに、一度届出がなされた建築物については、届出に係る事項に関する維持保全の状況を所管行政庁に定期的に報告することが義務づけられるため、特定建築物の所有者の判断の基準を追加する。

また、エネルギーの量の熱量への換算値について所要の修正を行う。

### 2 主な改正事項

#### (1) 特定建築物の所有者の判断の基準の追加

本基準は、新築・増改築または大規模修繕等を実施し届出を行った時の省エネ性能を維持するための判断の基準を定めることが目的であることから、建築主等の判断基準に対応し、以下のように規定。

- ・ 配置計画や設備計画などエネルギー効率の良い計画が策定されている場合には、その計画を適切に維持すること
- ・ 制御方法や熱源システムなどの高効率設備等が採用されている場合には、清掃や点検等によりその設備等の効率を適切に維持すること 等

#### (2) エネルギーの量の熱量への換算値の修正（別表第 3）

「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」の改正に合わせ、電気及び他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）の熱量への換算値を修正。